

議案第14号

京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

下水道事業の適用を受ける都市下水路事業について公営企業会計への移行及び農業集落排水処理施設（和田野処理区）の公共下水道への移行統合等のため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年京丹後市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「汚水」の次に「及び雨水」を加える。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

別表第2中「

区分	処理区域	処理区域面積
----	------	--------

「

区分	処理区域等	処理区域等面積
----	-------	---------

」を

」に改め、

同表中「予定処理区域」の次に「又は予定排水区域」を加え、同表中

「

1, 118ヘクタール	25, 900人	13, 910立方メートル
-------------	----------	---------------

「

汚水1, 123ヘクタール	23, 500人	12, 820立方メートル
雨水99ヘクタール	—	—

」を

」に、

「283ヘクタール」を「230ヘクタール」に、「10, 470人」を「8, 220人」に、「2, 830立方メートル」を「2, 222立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年京丹後市条例第204号)新旧対照表

現行					改正案				
京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 平成16年4月1日 条例第204号 (水道事業及び下水道事業の設置) 第1条 (略) 2 汚水_____を排除し、処理することにより、公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業、漁業集落排水処理施設事業及び浄化槽事業をいう。以下同じ。)を設置する。 第1条の2～第4条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 第6条・第7条 (略) 別表第1 (略) 別表第2(第2条関係)					京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 平成16年4月1日 条例第204号 (水道事業及び下水道事業の設置) 第1条 (略) 2 汚水及び雨水を排除し、処理することにより、公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業、漁業集落排水処理施設事業及び浄化槽事業をいう。以下同じ。)を設置する。 第1条の2～第4条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 第6条・第7条 (略) 別表第1 (略) 別表第2(第2条関係)				
区分	処理区域	処理区域 面積	処理人口	1日最大処理能力	区分	処理区域等	処理区域等 面積	処理人口	1日最大処理能力
公共下水道事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画において定められた予定処理区域_____	1,118ヘクタール	25,900人	13,910立方メートル	公共下水道事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画において定められた予定処理区域又は予定排水区域	汚水1,123ヘクタール 雨水99ヘクタール	23,500人	12,820立方メートル
特定環境保全公共下水道事業	_____	(略)	(略)	(略)	特定環境保全公共下水道事業	_____	(略)	(略)	(略)

現行					改正案				
農業集落排水処理施設事業	京丹後市集落排水処理施設条例(平成16年京丹後市条例第212号)第4条	283ヘクター	10,470人	2,830立方メートル	農業集落排水処理施設事業	京丹後市集落排水処理施設条例(平成16年京丹後市条例第212号)第4条	230ヘクター	8,220人	2,222立方メートル
漁業集落排水処理施設事業	に規定する処理区域	(略)	(略)	(略)	漁業集落排水処理施設事業	に規定する処理区域	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					<u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>				

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和6年3月定例会

議案の 件名	議案第14号 京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例の一部改正について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）
-----------	--	------------	-------------------------------

<<政策等の概要>> 下水道事業の適用を受ける都市下水路事業について、公営企業会計に移行するため、所要の改正を行うものである。 併せて、農業集落排水処理施設（和田野処理区）の公共下水道への移行統合及び事業計画の変更による下水道事業の処理区域等の変更を行うものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）									
	<<財源措置の状況>> （単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入） （単位：千円）									
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源				
<<政策等の必要性>> 本市の内ヶ森及び小栓川の都市下水路事業について、一般会計で事業実施してきたところ、国（総務省）から公共下水道事業については、令和5年度までに公営企業会計への移行の手続きを行い、令和6年度からは公営企業会計を適用するよう要請されていることから、公営企業会計に移行するものである。併せて、令和6年4月からの農業集落排水処理施設（和田野処理区）の公共下水道への移行統合等による下水道事業の処理区域等の変更を行うものである。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 公共下水道事業（公営企業会計）としての事業実施									
<<提案に至るまでの経緯>> R6.2.1 第64回京丹後市上下水道事業審議会（説明） R6.2.2 例規審査委員会で改正条例案について審査	<<総合計画等の整合>>									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">総合計画 計画項目</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">16</td> <td style="width: 70%;">きれいな水を循環させる上下水道の整備</td> </tr> </table>	総合計画 計画項目	16	きれいな水を循環させる上下水道の整備						
	総合計画 計画項目	16	きれいな水を循環させる上下水道の整備							
	○その他の計画(該当する場合のみ)									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>		計画名称		策定年度		計画期間				
計画名称										
策定年度										
計画期間										
<<政策等の実施時期>> 令和6年4月1日から施行する。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">担当部局</td> <td style="width: 30%;">担当課</td> <td style="width: 40%;">添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>経営企画整備課</td> <td>有・無</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	上下水道部	経営企画整備課	有・ 無			
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）								
上下水道部	経営企画整備課	有・ 無								